

報道関係者 各位

令和4年10月3日(月)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 小暮 健一

室長補佐 大村 玲子

(電話) 048-600-6205

埼玉県特定（産業別）最低賃金の改正を答申

～すべての金額が「時間額1,000円」を超えました～

埼玉地方最低賃金審議会（会長 ^{つちや なおき} 土屋 直樹 武蔵大学経済学部 教授）は、本年8月3日（水）に埼玉労働局長（^{くちら しゅんじ} 久知良 俊二）から「埼玉県特定最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、本日、下記の金額のとおり結審し、埼玉労働局長に対し、その旨の答申（別添「答申文㊦」参照）を行いました。

埼玉労働局長は、今後、この答申の内容についての異議申出などの諸手続を経て、埼玉県最低賃金の改正を決定することとしており、改正後の最低賃金額は、最短で本年12月1日（木）に発効となる予定です。

記

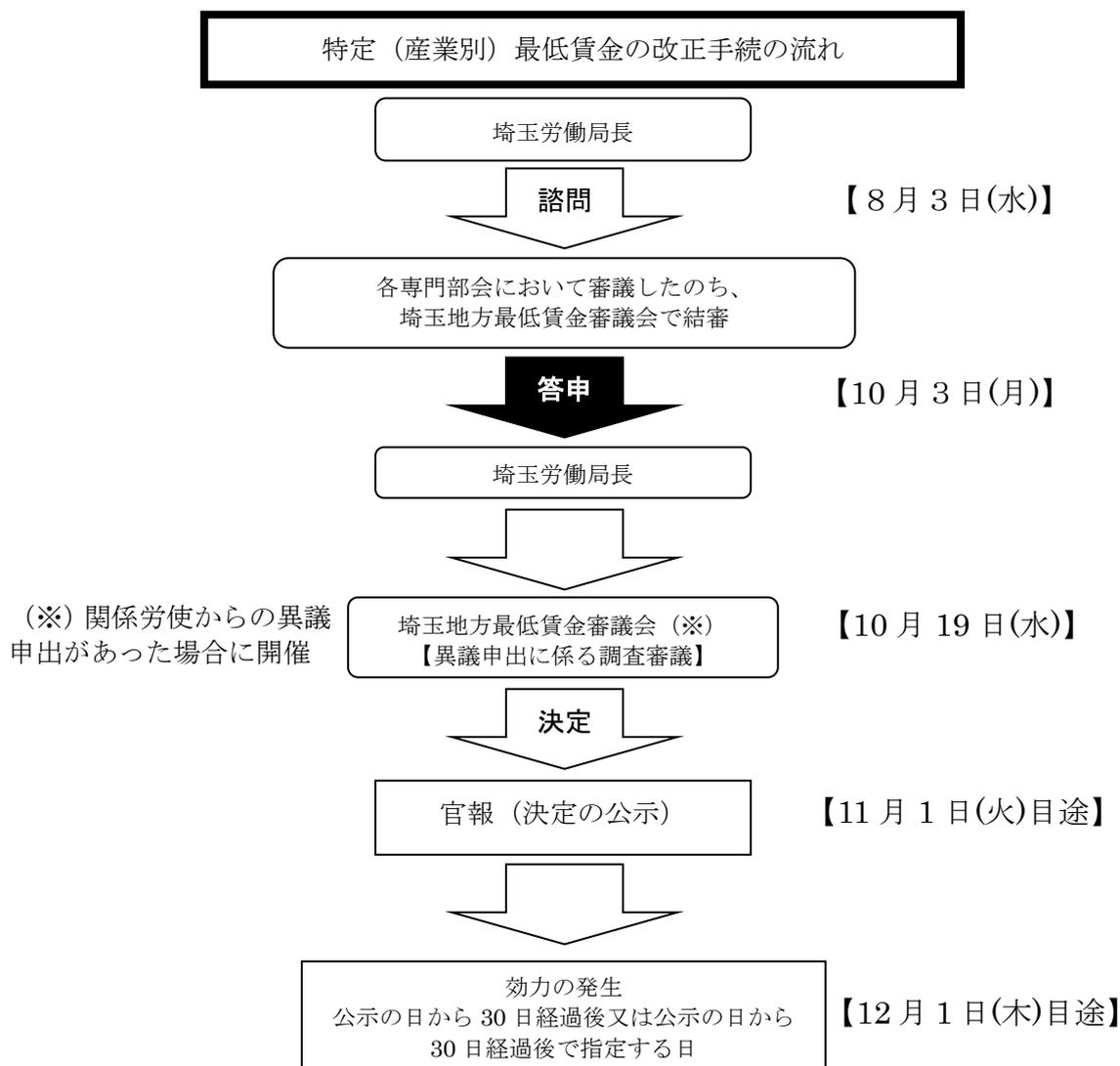
特定（産業別） 最低賃金	現行時間額	引上げ額	引上げ率	改正時間額	改正予定
非鉄金属 ※1	974円	32円	3.29%	1,006円	令和4年 12月1日 発効
電子部品 ※2	981円	32円	3.26%	1,013円	
輸送機械 ※3	990円	23円	2.32%	1,013円	
光学機械 ※4	990円	32円	3.23%	1,022円	
自動車小売 ※5	988円	30円	3.04%	1,018円	

※1～5の業種の詳細については、次ページを参照下さい。

※特定（産業別）最低賃金とは、関係労使が埼玉県最低賃金額よりも高い金額水準の最低賃金を定めることが必要と認める産業に適用されるものです。

- ※1：非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）
- ※2：電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）
- ※3：輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）
- ※4：光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）
- ※5：自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）

●今後のスケジュールは、次のとおりです。



（※）関係労使からの異議申出があった場合に開催